

## 株券電子化Q & A（応用編）

制度調査部  
横山 淳

### 株券ペーパーレス化レポート No.18

#### 【要約】

2009年1月に予定される上場会社の株券電子化に向けて、実務レベルでの準備が進められている。それに伴い、制度調査部にも株券電子化に関する様々な質問が寄せられている。本稿では、その中で、様々な状況に応じた対応策に関する事項をQ & A形式で解説する。

#### 【目次】

- Q 1：保振への預託は、いつまでできる？
- Q 2：保振預託すると売却したと誤解されないか？
- Q 3：特別口座が開設される信託銀行等は、どうやって確認すればよいのか？
- Q 4：証券会社に株券を保護預りにしている場合はどうなる？
- Q 5：単元未満株式についてはどうなる？
- Q 6：担保に提供されている株券はどうなる？
- Q 7：相対取引はどうなる？
- Q 8：株主であることを証明する方法は？
- Q 9：株主名簿の名義書換はどうなる？

#### はじめに

2009年1月に予定される上場会社の株券電子化に向けて、実務レベルでの準備が進められている。

それに伴い、制度調査部にも株券電子化に関する様々な質問が寄せられている。

本稿では、寄せられた質問の中でも、上場会社の株券電子化について制度の細かい部分や、様々な状況に応じた対応策について解説する。

なお、株券電子化の基礎的な事項については、別稿「株券電子化Q & A（基礎編）」（2006年7月26日付DIR 制度調査部情報）を参照されたい。

## 1. 株券電子化対策として、予め証券保管振替機構に株券を預託する場合

### Q 1 : 保振への預託は、いつまでできる？

株券電子化対策として、特別な手続・対応が必要ないという証券保管振替機構への預託だが、これは株券電子化の前日までできるのか？

### A 1 :

法律上は、上場会社の株券が一斉に廃止される期日の2週間前までである(下記【株券電子化移行のタイムスケジュール】参照)。それ以降は、証券保管振替機構への預託はできない。逆に、証券保管振替機構に預託してある株券を引き出すこともできない。

ただ、証券保管振替機構への預託期限の直前は、証券会社の窓口や、証券保管振替機構の事務が大変混み合うことが予想される。従って、出来るだけ早い対応が望ましいと言えるだろう

### 【株券電子化移行のタイムスケジュール】

1ヶ月前まで	(発行会社による)特別口座の公告
1ヶ月～2週間前	証券会社、質権者による預託の特例
2週間前～前日	保振への預託、交付請求不可
一斉移行日 (及びその後)	振替口座データの自動転記 株主名簿と実質株主名簿の照合・確定 特別口座の開設など

### Q 2 : 保振預託すると売却したと誤解されないか？

会社が、取引先の大企業の株式を事情があって保有しているような場合がある。こうした会社が、株券電子化対策を進めるために証券保管振替機構に株券を預託するとこの株式の名義は証券保管振替機構名義になってしまうと聞いた。

このような場合、取引先の大企業に、その会社が株式を売却してしまったと誤解されないか？

### A 2 :

確かに、現行の証券保管振替制度の下では、預託した株式の名義は、株主名簿上、証券保管振替機構名義となる。しかし、議決権や配当などの基準日ごとに「実質株主通知」というものが行われる。これは、証券保管振替機構名義となっている株主の本当の所有者が誰であるのかが、発行会社に伝達する制度である。

従って、このケースでも、取引先の企業の手元には、議決権や配当などの基準日には、実質株主通知が到達しているはずである。その内容を確認できれば、その会社が株式を売却していないことを確認することは可能であると言える。

ただ、こうしたケースでは、会社同士の大変に微妙な問題も絡んでくることもある。事前に取り先の会社ともよくご相談して頂いた方がよいだろう。

## 2 . 証券保管振替機構に株券を預託せず、最後まで手元に持っている場合

### Q 3 : 特別口座が開設される信託銀行等は、どうやって確認すればよいのか？

株主が、証券保管振替機構に株券を預託せず、最後まで手元に持っている場合には、発行会社が指定した信託銀行などに特別口座が開設されて、そこで権利の保全が行われると聞いた。

ただ、株主としては、どこの信託銀行に特別口座が開設されるのかは、どうやって知ることができるのか？

### A 3 :

発行会社は、上場会社の株券が一斉に廃止される期日の1ヶ月前までに、「特別口座」に関する「公告」を行うことが義務付けられている（前記【株券電子化移行のタイムスケジュール】参照）。

この「公告」の中で、その発行会社は、「特別口座」をどの金融機関に開設するかを開示することになっている。株主としては、この「公告」を見て確認することとなる。

「公告」とは、会社が重要な「お知らせ」を株主や債権者などに向けて発表・周知するための方法のことである。実際には、新聞紙に掲載する方法や、インターネット上のホームページを活用する方法（いわゆる電子公告）などがある。なお、個々の会社が、公告としてどの方法を採用するかは、その会社の「定款」という規則の中で定められている。そのため、個別に公告方法を確認する必要がある。

このように、会社がどこの金融機関に特別口座を開設するかどうかは、新聞紙やインターネット上のホームページなどに掲載される「公告」を通じて発表される。個別の株主に対する通知は、特に要求されていない。従って、その時期（株券電子化の期日の1ヶ月前頃）には、保有している株券の発行会社が「公告」を行う新聞やホームページなどを小まめにチェックする必要があるだろう。「公告」を見逃してしまったような場合には、発行会社に直接問い合わせるなどの方法が必要なるかもしれない。

また、発行会社についても、特別口座に関する公告を行うことはもちろんだが、それ以外にも株主（特に「公告」を見逃した株主）に対して適切な対応を行うことが望まれる。

### Q 4 : 証券会社に株券を保護預りにしている場合はどうなる？

株主の中には、証券保管振替機構への預託でもなく、手元で株券を管理しているのでもなく、証券会社に株券そのものを預けておく、いわゆる保護預かりにしている場合があると聞く。この場合は、どうなるか？

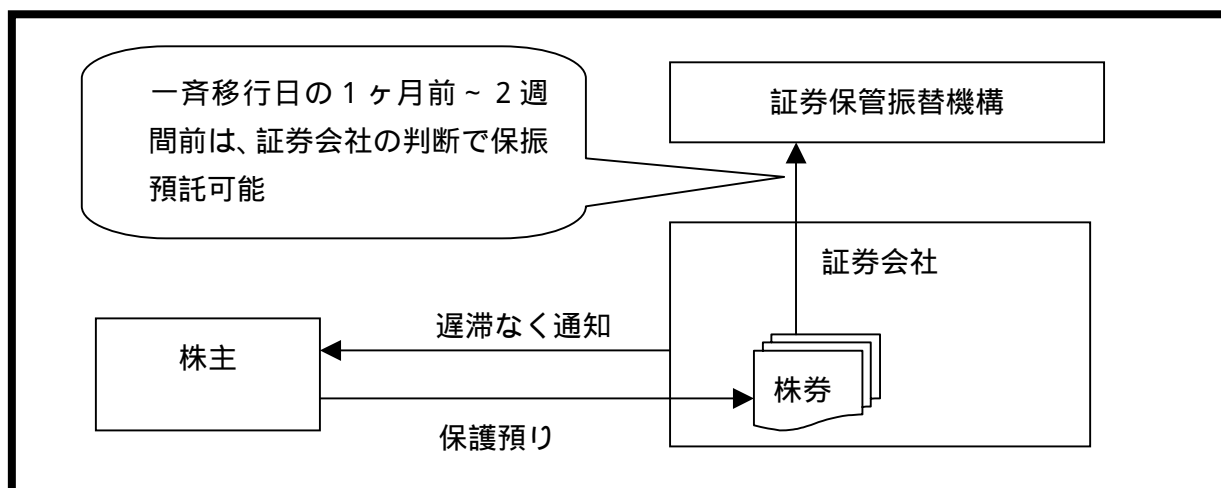
### A 4 :

証券会社に保護預かりにしている株券についても、基本的には、株券を最後まで手元に持っている場合と同じ取扱いとなる。つまり、そのままでは、株券電子化と同時に証券会社に保護預

りにしてある株券は無効になって、発行会社が指定した信託銀行等に開設される「特別口座」で管理されることとなる。

ただし、次のような特例措置が設けられています。

### 【証券会社による預託の特例】



本来であれば、証券保管振替機構への預託は、顧客からの指示に基づいて証券会社が手続を進めることになる。しかし、一斉に上場会社の株券が廃止される期日の1ヶ月前から2週間前までの間については、証券会社の判断で証券保管振替機構への預託が可能となる。預託が行われた場合は、証券会社から顧客に通知が行われる。

これは、新制度への円滑な移行と、(顧客にとって)移行後もこれまでに取引のあった証券会社の窓口での取引が可能となるように設けられた特例である。

### Q5：単元未満株式についてはどうなる？

合併や株式分割などの関係で、株式に端数が発生して、単元未満株式の形で保有している株主もいる。こうした単元未満株式はどうなるのか？

### A5：

単元未満株式についても、その取扱いは通常の株券と同様である。つまり、予め、証券保管振替機構に預託されている単元未満株式については、そのまま特別な手続なしに新制度に移行することとなる。

ただ、単元未満株式で証券保管振替機構に預託可能なものは、原則として次のものに限られる。

### 【現在、保振預託可能な単元未満株式】

保振預託されている「単元株」について、株式分割などに伴って生じた単元未満株式

券面が発行されている単元未満株式

このうち、（券面が発行されている単元未満株式）については、かなり古い時代に発行されたものがほとんどで、新たに発行されるケースは稀だと考えられる。

逆に、上記 に該当しない場合、つまり、株主名簿上だけで管理されている単元未満株式については、最後まで手元に株券を持っていた場合と同様の取扱いとなる。即ち、発行会社が指定する信託銀行等に「特別口座」が開設されて、単元未満株式についての権利の保全が行われる。

#### Q 6 : 担保に提供されている株券はどうなる？

特に法人株主の場合、保有する株券を担保として融資を受けたりする場合がある。このような担保に提供されている株券はどのような扱いとなるのか？

#### A 6 :

質問に答える前に、株券を担保とする手続について簡単にご説明する。

現在、株券を担保とする場合、圧倒的に多いのが「略式質」を活用する方法である。ここで「質」というのは、「質屋さん」の「質」のことである。簡単に言えば、何かモノを「カタ」にして、お金を借りるという仕組みのことである。

債権者は、借金の「カタ」になっているモノ（これを目的物という）を自分の手元で管理する（留置）。そして、弁済がないときは、それを売却するなどして債権を回収することになる。

「略式」というのは、簡便な方法という意味である。株券の「略式質」の場合、単に、株券を相手に引き渡すだけという簡便な手続で質権設定ができる。

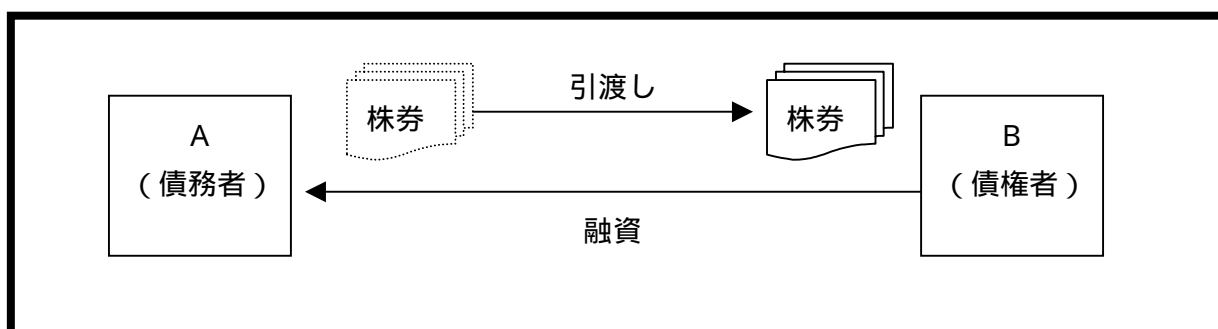
こうした「略式質」を前提に説明する。例えば、AさんがBさんからお金を借りるために、持っている株券を担保に提供するものとする（以下、下記【株券の略式質】参照）。

「略式質」の場合、Aさんは持っている株券を目的物、つまり、借金の「カタ」としてBさんに引き渡すだけで質権設定は完了する。

株券を受け取ったBさんは、その株券が盗品や偽造品でないかなどをチェックした上で、問題がなければ、Aさんにお金を貸すことになる。

万が一、Aさんが破産するなどして、お金を返せなくなった場合には、Bさんは手元に持っている株券を売却して、貸したお金を取り戻すことになる。

#### 【株券の略式質】



さて、株券（券面）そのものを「略式質」として提供している状態で、株券が電子化されたとする。この場合も、基本的には、株券を最後まで手元に持っている場合と同じ取扱いとなる。

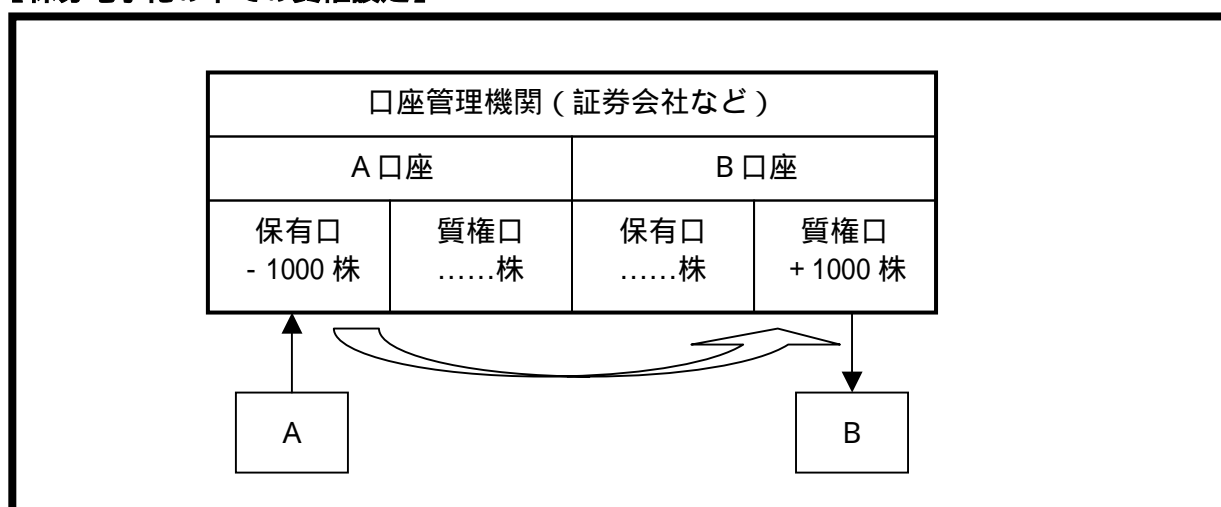
つまり、株券電子化を迎えると、担保に提供されていた株券は無効となる。そのため、AさんがBさんに差し入れている「株券」も担保価値を失うこととなる。担保として提供されていた株券についての権利は、原則として、発行会社が指定する信託銀行等の「特別口座」でAさんの名義で管理されることとなる。

しかも、「特別口座」で管理されることとなった株式については、各種の事務手続の関係で、実務上、新制度移行後 15 営業日程度（約 3 週間）は、他の口座への移管が困難になる可能性が高いとされている。つまり、Aさんは、債権者のBさんから早く担保を設定し直せと言われてもどうすることもできず、無担保状態が一月近く継続することにもなりかねない。

そうすると、BさんとしてもAさんにお金を貸すことを考え直さざるを得なくなるかもしれない。こうした事態に陥らないためには、事前に対策をよく協議しておく必要があるだろう。

なお、株券電子化の実施後は、株式の担保への提供も口座間の振替で処理される。

#### 【株券電子化の下での質権設定】



債務者であるAさんは、債権者であるBさんに、株券を引き渡すのではなく、自分の口座からBさんの口座に株式を移すことになる。具体的には、Aさんの口座の残高を減らして、その分、Bさんの口座の残高を増やすことになる。

その際、Bさんの口座は、Bさん自身が持っている株式を管理する保有口と、質権として受け取った株式を管理する質権口に分かれている。この場合に、残高が増加するのは「質権口」の方である。そうすることによって、Bさんが実際に持っている株式と、Aさんから受け取った株式を区分できるのである。

Bさんは、自分の口座の残高が増加したことを確認した上で、Aさんにお金を貸すことになる。

### 3. 株券電子化の実施後について

#### Q7：相対取引はどうなる？

株券電子化後は、株式の譲渡・移転は全て口座振替で行われる。だとすると、投資家同士が直接、株式を取引する「相対取引（あいたいとりひき）」も口座を開設した証券会社等を通じて行わなければならないのか？

#### A7：

株券電子化後の上場株式は、全て証券保管振替機構のネットワークによって一元管理されることとなる。従って、そのネットワークを利用して口座の振替を行わない限り、売り手は買い手に株式を引き渡すことはできないことになる。

その意味では、投資家同士の相対取引であっても、口座を開設した証券会社等を通じて行うこととなると言える。

#### Q8：株主であることを証明する方法は？

株主としては、発行会社に対して「自分が間違いなく株主です」ということを示さなければならない場合がある。また、法人株主の場合、取引や契約の関係で、取引先や銀行などに、「間違いなく 社の株式を 株保有している」ということを示さなければならない場合もある。株券電子化されて株券がない状態で、どうやったら自分が株主であることを証明できるのか？

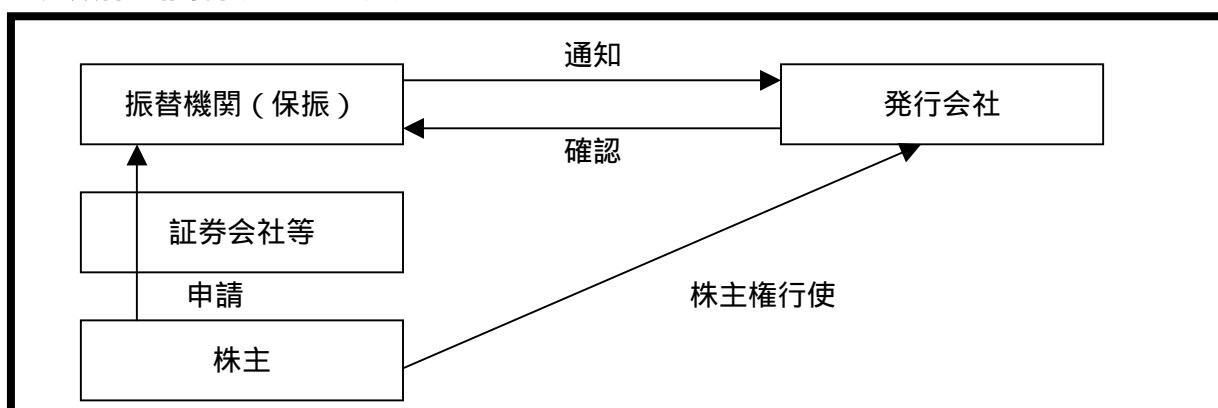
#### A8：

株券電子化後は、証券会社等が開設した口座に残高の記録があることが、株主としての権利を持っていることの証明になる。しかし、口頭で「口座に残高があります」というだけでは、他人に自分が株主であることを納得させるだけの根拠として不十分であろう。そこで、新制度の下では、口座の残高を証明するための手続が設けられている。

まず、発行会社に対して、例えば、「株主提案権を行使したい」というような場合、株主は、口座を開設した証券会社等を通じて、発行会社に自分の保有する株式の残高などについて通知をしてもらうことになる。

発行会社としては、証券会社経由で証券保管振替機構から通知されたデータを確認して、「株主提案権を行使したい」という者が、権利を行使するために必要な株式数を持っているのかを確認できる。

#### 【少数株主権行使のための通知】

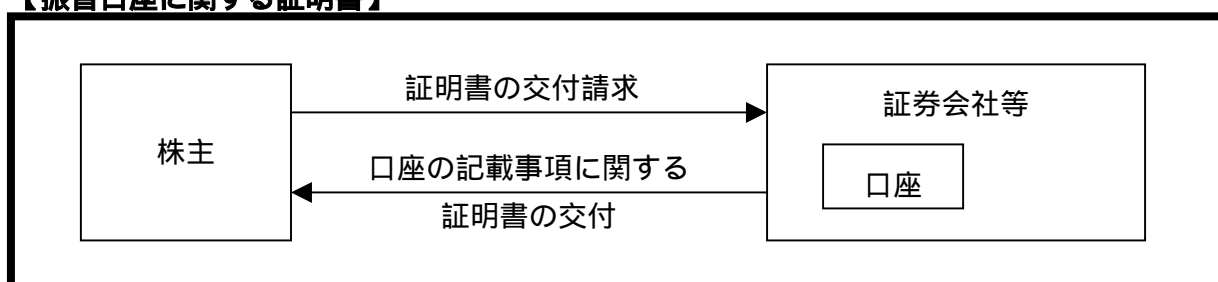


上記以外のケースについては、口座の残高などに関する証明書の制度が設けられている。

株主は、口座を開設した証券会社等に証明書の交付を請求できる。請求を受けた証券会社等は、その株主の口座の記録事項についての証明書を株主に交付する。株主は、この証券会社の発行した証明書によって、他人に対して、自分が株主であることを示すことができるのである。

なお、この証明書の請求を行う場合には、発行のために必要な費用を負担する必要がある。また、株主だけではなく、その利害関係者も、正当な理由があれば、同様に証明書の申請が認められる。

### 【振替口座に関する証明書】



### Q 9 : 株主名簿の名義書換はどうなる？

株券電子化後は、証券会社等に開設した口座に残高の記録があることが、株主としての権利を持っていることの証明になる。だとすると、株主名簿やその名義書換はどうなるのか？株券電子化後はなくなってしまうのか？

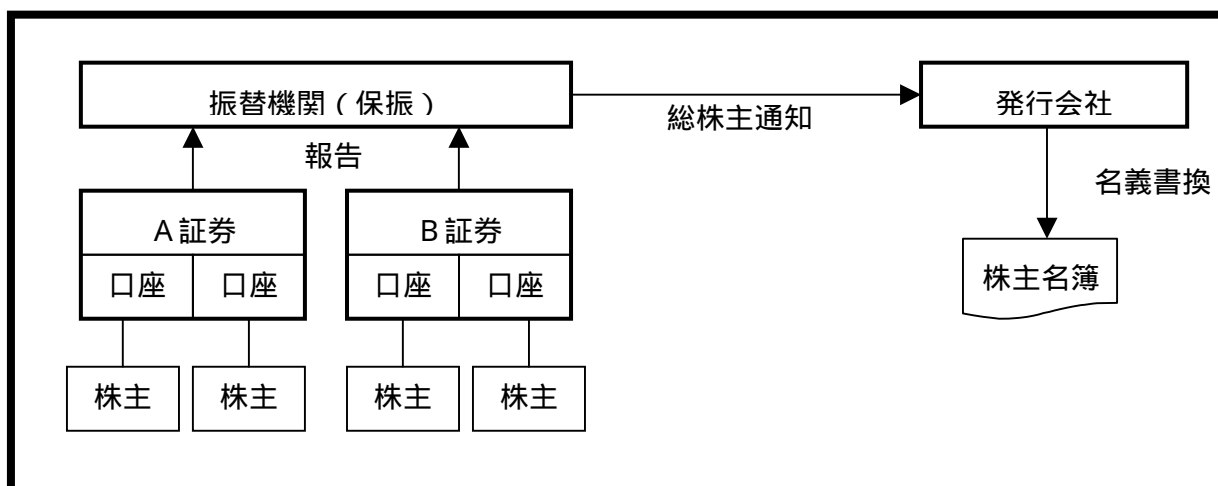
### A 9 :

株券電子化後も、株主名簿は残る。ただ、その重要性は小さいものとなる。

株券電子化後の株主名簿の名義書換については、振替機関(証券保管振替機構)からの通知に基づいて、一斉に行われることとなる。個別に株主が申請手続を行う必要はない。

具体的には流れは次のようになる。

### 【総株主通知と株主名簿の名義書換】





まず、振替機関（証券保管振替機構）は、証券会社等から株式の保有者や保有株数に関する情報の報告を受ける。

次に、振替機関（証券保管振替機構）は、証券会社等からの報告に基づいて、名寄せなどを行った上で、発行会社（又は株主名簿管理人）に対して必要事項の通知を行う（総株主通知）。

そして、総株主通知を受けた発行会社（又は株主名簿管理人）は、その通知内容に基づいて一斉に株主名簿の名義書換を行うことになる。

なお、こうした通知は、配当や議決権の基準日のほか、正当な理由があれば、発行会社が希望するタイミングでも行われる点が新制度の特徴である。新制度の下では、発行会社としても自社の株主の確認が、ある程度、柔軟に行うことができることになる。